

市民の元気づくり講演会

北東アジア情勢と日本の針路 ～“北の大地”の可能性を探る～

国際政治に関する論客としてマスコミにも多数出演する手嶋さんが、今の日本と北東アジアの現状について講演します。

【日時】1月27日(金)午後5時30分
(午後5時開場)

【場所】市民会館202号室

【入場料】無料※入場整理券が必要

【入場整理券取扱窓口】企画調整課企画係、市民生活課市民年金係、教育委員会、ふれあい健康センター、市民会館で5日(木)から配布します。

【問合せ先】企画調整課企画係 ☎②3182



手嶋 龍一(てしま りゅういち)

1949年 北海道芦別市生まれ

岩見沢東高校、慶応義塾大学卒業

外交ジャーナリスト、作家、元NHKワシントン支局長

国際政治のスペシャリストであり、外交・安全保障問題をめぐって新聞・雑誌にも寄稿。佐藤優さんとのインテリジェンス対論三部作を出版するなど原稿執筆やインタビューなどで活躍中。



水中運動教室 参加者募集

【問合せ先】ふれあい健康センター健康係 ☎③2010



	介護予防水中運動教室		生活習慣病予防水中運動教室	
	基礎コース	運動コース	第6回目	調理実習
日程	2月10日・17日・24日、3月3日・10日・17日・24日・31日/金曜日		2月18日(土)	
時間	午前10時30分	午後2時15分	午後6時45分	午前10時30分
対象	市内在住の65歳以上の方で全日程参加できる方(要支援・要介護認定の方を除く)		市内在住の30歳以上64歳以下の方で全日程参加できる方	男女問わず料理に興味のある方
		基礎コースに2回以上参加された方		
内容	水中運動、健康講話、体力測定ほか	水中運動のみ	水中運動、健康講話、体力測定ほか	代謝アップ料理
定員	16人 (定員を超えた場合は、過去の参加回数が1回以下の方を優先した後、参加回数に関係なく抽選となります)	16人 (定員を超えた場合は、抽選となります)	16人 (定員を超えた場合は、過去の参加回数が1回以下の方を優先した後、参加回数に関係なく抽選となります)	20人 (定員を超えた場合は生活習慣病予防水中運動教室の参加者の方を優先した後、抽選となります)
送迎	希望者はバスで送迎します。(最寄りのバス停をお知らせください)		バス送迎はありません。	
場所	三笠天然温泉太古の湯		ふれあい健康センター	
参加料	4,400円※1コース料金となります。 (タオル・バスタオルの貸し出しあり)		500円	
持ち物	水着、参加資格証明書(参加者に郵送します)		エプロン、ハンカチなど	
申込方法	17日(木)までに電話または直接窓口でお申し込みください。			

※介護予防水中運動教室の申し込みは、どちらかのコースとなります。

※運動後、温泉も利用できます。また、男性の方の参加もお待ちしています。

市道民税について

【問合先】税務財政課市税係 ☎②3186

所得税の確定申告と市道民税の申告を受け付けます。

関係書類を持参の上、市役所や最寄りの会場、または税務署で手続きを行ってください。

また、税務署から所得税の申告書が届いた方は一緒にお持ちください。

所得税の確定申告は
2月13日(月)～3月15日(水)
市道民税の申告は
2月1日(水)から受け付けます。



Q&A

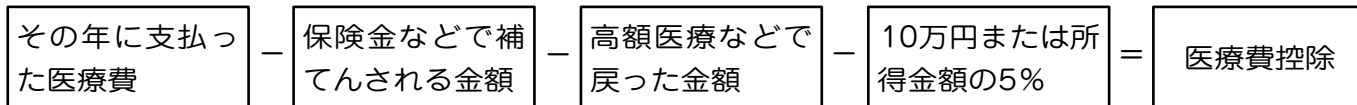
皆さんから問い合わせの多い質問にお答えします

Q1. 医療費控除とはどのようなものですか？

A. 所得控除の一つで、1年間に10万円(所得の合計額が200万円未満の場合は、所得の合計額の5%相当額)以上の医療費を支払った場合に、確定申告をすると税の負担を軽減できます。(例:所得額が160万円の場合 → 8万円以上の医療費がある場合に対象となります)

※医療費が返金されるのではなく、所得税を再計算し納付または還付します。

※領収書などを事前に集計してください。ご協力をお願いします。



Q2. 通院の交通費(公共交通機関の料金など)は医療費控除の対象になりますか？

A. 対象になります。申告の際に利用した日付や金額などを集計し領収書と一緒に提出してください。なお、タクシー代はやむを得ない事情がある場合のみ対象となります。

Q3. 寝たきりの方のおむつ代は医療費控除の対象になりますか？

A. 対象になります。初めて適用を受ける年は「おむつ使用証明書」を医師に作成してもらい申告の際に添付してください。2年目以降は介護保険係で主治医の意見書を基に証明書を発行します。

Q4. 障害者控除はどのような場合に対象となりますか？

A. 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方が対象になります。また、介護保険の認定を受けている方も対象となる場合があります。

Q5. 寡婦(寡夫)とはどのような人ですか？

A. 寡婦…夫と死別または離婚後婚姻していない方のうち、所得額が38万円以下の子がいる方、または夫と死別後婚姻していない方で所得額が500万円以下の方

寡夫…妻と死別または離婚後婚姻していない方のうち、所得額が38万円以下の子がいて、かつ所得額が500万円以下の方

「確定申告等作成コーナー」をご利用ください!

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」では、申告書を自宅で簡単に作成することができます。

作成した申告書は「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を利用して送信することができるほか、印刷して書面でも提出できますので申告書の作成には、ぜひ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

